

別紙

諮問第1000号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇病院（以下「本件病院」という。）における〇〇に関する〇〇科と、かかっていた科全て、診療情報提供書と診断書、意見書、検査データ、画像の全部」の開示を求める本件開示請求に対し、地方独立行政法人東京都立病院機構理事長が令和4年11月15日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定においては、条例16条2号及び6号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年1月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年12月26日に実施機関から理由説明書を収受し、令和6年1月26日（第239回第二部会）から同年2月16日（第240回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、別表1に掲げる情報を特定し、このうち本件対象保有個人情報1及び2について、別表2に掲げる本件非開示情報がそれぞれの非開示条項に該当するとして、当該各部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査会は、本件非開示情報について、別表2のとおり、本件非開示情報を分類した上で、それぞれの非開示妥当性について判断する。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

実施機関によると、診療情報提供書は、医療機関の医師が他の医師や医療機関に患者を紹介する場合に発行する書類（紹介状）であり、当該医療機関の医師がカルテ診療記録（他医療機関からの診療情報も含む。）等を基に作成しているとのことである。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報1の「現病歴、現在症、既往歴、家族歴、検査所見」欄には、審査請求人の家族や審査請求人が過去に受診していた他の医療機関等（以下「関係機関等」という。）から聴取した事実やその聴取内容（以下「本件非開示情報1」という。）が記載されていることが確認された。

(イ) 本件非開示情報2及び3について

実施機関によると、精神疾患入院要否意見書は、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知）第3・1・(3)・ア及び第7・3・(1)の規定により、福祉事務所長が医療扶助による精神疾患に係る患者の入院を決定しようとするときに、指定医療機関が所要事項を記入し、福祉事務所長に提出する書類であるとのことである。

審査会が事務局をして確認させたところ、本件対象保有個人情報2の「生活歴及び現病歴」欄の記入要領には、「性格、特徴等を記載し、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること」とされているところ、実施機関によれば、同欄には陳述者による陳述内容のほか、他医療機関からの診療情報を引用したものを記載する場合もあるとのことであった。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報2には、地区担当員や発行取扱者の名前及び「生活歴及び現病歴」の陳述者の氏名・続柄（審査請求人及び審査請求人との連名を除く。）（以下併せて「本件非開示情報2」という。）のほか、関係機関等、陳述者以外から聴取したと考えられる事実やその聴取内容（以下「本件非開示情報3」という。）がそれぞれ記載されていることが確認された。

（ウ）審査会の判断について

審査会において検討したところ、上記の非開示情報は、いずれも本件病院と関係機関等において内部に留めることを前提に記載されたものであると認められるから、これらが開示されると、本件病院と関係機関等との信頼関係が損なわれる可能性があり、その結果、診療方針等を検討するに当たり、関係機関等から十分な情報を得られなくなるおそれがあると認められる。

また、同様に、上記の非開示情報が開示されると、今後開示を前提として診療情報提供書や精神疾患入院要否意見書を記載しなければならなくなり、機微な情報などを診療記録に記録することを躊躇するおそれが認められる。ひいては、今後の病院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1から3は、いずれも条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件対象保有個人情報

1	診療情報提供書
2	精神疾患入院要否意見書
3	自立支援医療診断書(精神通院)
4	診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
5	給付要否意見書(所要経費概算見積書)
6	おむつ要否意見書
7	検査データ
8	画像

該当期間：平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

別表2 本件非開示情報、非開示条項

本件対象保有個人情報		本件非開示情報		非開示条項
1	診療情報提供書	1	「現病歴、現在症、既往歴、家族歴、検査所見」欄の一部	条例16条2号及び6号
2	精神疾患入院要否意見書	2	地区担当員の名前	
		3	「生活歴及び現病歴」欄の一部	
		2	「生活歴及び現病歴」欄の陳述者氏名・続柄(審査請求人及び審査請求人との連名を除く。) 「※発行取扱者」の名前	